第三百十四条に次の一号を加える。

四　北海道農政事務所長の指定する区域における農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。

第三百二十二条の見出しを「（農政調整官及び情報調整官）」に改め、同条第一項中「統計調整課」を「調整課」に改め、「農政調整官」の下に「及び情報調整官それぞれ」を加え、同条第二項中「統計調整課」を「調整課」に改め、同条に次の一項を加える。

3　情報調整官は、北海道農政事務所の情報システムの整備及び管理並びに調整課の所掌事務に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第三百二十三条の見出しを「（地域統計室及び統計指導官）」に改め、同条第一項中「統計企画課に、」の下に「地域統計室及び」を加え、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　地域統計室は、北海道農政事務所長の指定する区域における次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産業及びこれに従事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関すること。

二　農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。

第三百二十四条の見出し中「統計・情報センター」を「地域センター」に改め、同条第一項中「統計・情報センター」を「地域センター」に、「別表第五」を「、別表第五」に改め、同条に次の一項を加える。

2　農林水産大臣は、前項の規定にかかわらず、災害その他特別の事由が生じた場合において、北海道農政事務所の地域センターの所掌事務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、北海道農政事務所の地域センターの管轄区域について特別の定めをすることができる。

第一章第三節第一款中第三百二十四条の前に次の目名を付する。

第二目　北海道農政事務所の地域センター

第三百二十五条の見出し及び同条中「統計・情報センター」を「地域センター」に改め、同条中第二号を削り、第一号を第十六号とし、同号の前に次の十五号を加える。

一　地域における農林水産省の所掌事務に係る総合的な情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。

二　農林水産省の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。

三　日本農林規格及び農林物資の品質に関する表示の基準に関すること。

四　農畜産物（蚕糸を含む。）、飲食料品及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

五　農林水産業とその他の事業とを一体的に行う事業活動の促進を通じた新たな事業の創出に関する助言に関すること。

六　米穀及び米穀を原材料とする飲食料品の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関すること。

七　米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項に関すること（当該遵守事項の策定に関することを除く。）。

八　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における資源の有効な利用の確保に関する事務に関すること。

九　農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関すること（食品衛生に関すること及び環境省の所掌に係る農薬の安全性の確保に関することを除く。）。

十　牛の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に関する特別の措置を講ずるために必要な報告の徴収及び立入検査の実施に関すること。

十一　愛玩動物用飼料の安全性の確保を図るために必要な報告の徴収及び立入検査等の実施に関すること。

十二　農業経営の改善及び安定に関すること。

十三　米穀の需給計画の作成に関すること。

十四　米穀の生産の調整に関すること。

十五　農産物検査に関すること。

第三百二十六条中「統計・情報センター」を「地域センター」に改める。

第三百二十七条から第三百八十五条までを次のように改める。

（支所）

第三百二十七条　旭川地域センターに、稚内支所を置く。

2　稚内支所は、稚内市に置き、北海道農政事務所長の指定する区域における第三百二十五条各号に掲げる事務をつかさどる。

第三百二十八条から第三百八十五条まで　削除

第三百八十八条の見出し中「林業経営指導官」の下に「、特用林産物安全推進指導官」を加え、同条第一項中「六人」を「四人」に、「及び種菌検査官二人」を「、特用林産物安全推進指導官一人及び種菌検査官一人」に改め、同条第八項中「、命を受けて」を削り、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　特用林産物安全推進指導官は、林産物（木材を除く。）の食品としての安全性の確保に関する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第三百九十一条第一項中「四人」を「三人」に改める。

第五百三十五条の見出しを「（数理官、漁船保険指導官及び漁業共済指導官）」に改め、同条第一項中「、漁業共済指導官一人及び漁業保険検査官四人」を「及び漁業共済指導官一人」に改め、同条第五項を削る。

第五百三十七条の見出しを「（沿岸・遊漁室並びに漁業調整官、首席漁業調整官、かつお・まぐろ漁業企画官、まぐろ資源検査官及び釣人専門官）」に改め、同条第一項中「沿岸沖合課に、遊漁・海面利用室、漁業調整官四人」を「漁業調整課に、沿岸・遊漁室並びに漁業調整官五人、首席漁業調整官一人、かつお・まぐろ漁業企画官一人、まぐろ資源検査官五人」に改め、同条第二項中「遊漁・海面利用室」を「沿岸・遊漁室」に改め、第二号を削り、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　沿岸及び内水面における漁業の指導及び監督（取締りを除く。）に関すること。

第五百三十七条第三項中「遊漁・海面利用室」を「沿岸・遊漁室」に改め、同条第四項中「沖合における」を削り、同条中第五項を第八項とし、第四項の次に次の三項を加える。

5　首席漁業調整官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務を総括する。

6　かつお・まぐろ漁業企画官は、かつお・まぐろ漁業に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

7　まぐろ資源検査官は、命を受けて、漁港に駐在して、まぐろ資源に関する検査に関する事務並びにかつお・まぐろ漁業に関する調査及びかつお・まぐろ漁業の監督に関する専門技術上の事項についての指導に関する事務を行う。

第五百三十八条を次のように改める。

第五百三十八条　削除

第五百三十九条の見出し中「及び国際専門官」を「、国際専門官及び捕鯨情報企画官」に改め、同条第一項中「三人及び国際専門官五人」を「二人、国際専門官四人及び捕鯨情報企画官一人」に改め、同条に次の一項を加える。

6　捕鯨情報企画官は、捕鯨に関する情報の提供に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第五百四十条第一項中「三人」を「二人」に改める。

附則第三項中「第二十一条第一項」を「第三十一条第一項」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附則第四項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。